を含む。）」に改め、同項の表の第一号の第二欄中「及び」の下に「第六項並びに」を加え、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法人」の下に「（前項第二号に規定する協同組合等及び同項第四号に規定する法人を除く。）」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）に対する前二項及び法人税法第六十六条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　通算子法人の第一項に規定する各事業年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する当該通算子法人の事業年度とする。

二　通算親法人である協同組合等に対する第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、同号の第四欄中「年八百万円」とあるのは「軽減対象所得金額（当該協同組合等を同条第七項の中小通算法人とみなした場合に同項から同条第十二項までの規定により計算される同条第七項に規定する軽減対象所得金額に相当する金額をいう。）」と、同項中「八百万円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、八百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする」とあるのは「軽減対象所得金額（当該協同組合等を第七項の中小通算法人とみなした場合に同項から第十二項までの規定により計算される第七項に規定する軽減対象所得金額に相当する金額をいう」とする。

三　前号に規定する協同組合等の前二項に規定する各事業年度終了の日において当該協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に対する法人税法第六十六条（第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第七項第二号及び第八項の他の中小通算法人には、当該協同組合等を含むものとする。

四　通算親法人である第一項の表の第四号に掲げる法人に対する同項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号の第四欄中「年八百万円」とあるのは、「軽減対象所得金額（同項の規定を適用しないものとした場合に法人税法第六十六条第七項から第十二項までの規定により計算される同条第七項に規定する軽減対象所得金額に相当する金額をいう。）」とする。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定中「第四十二条の四第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、同項第一号中「を「第四十二条の四第三項第一号イ中「当該事業年度」を「第一項の規定の適用を受ける事業年度（以下この号において「適用年度」という。）」に、「設立の日」を「内国法人の設立の日」に、「（以下この号」を「（イ」に、「当該他の通算法人の設立日から当該設立日」を「同号に規定する他の通算法人の設立の日として政令で定める日（イにおいて「他の設立日」という。）から当該他の設立日」に、「同項第二号中」を「同号ロ中「当該事業年度」を「適用年度」に、「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、同号ハ中「当該事業年度」を「適用年度」に、」に、「。以下この号」を「。ハ」に、「前項」を「第一項」に改め、同条第四項の改正規定中「ものを」を「もの（通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含む。）を」に」を「適用除外事業者」の下に「（第十九項第八号の二に規定する政令で定めるものを除く。）又は通算適用除外事業者」を加え」に改め、同条第八項第二号イの改正規定中「同条第八項第二号イ」を「同条第八項第一号中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同号イ(1)中「法人税法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。」を削り、同項第二号イに、「第四十二条の十二の五の二第二項」を「第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」に改め、同項第五号の改正規定中「同項第二号に規定する」を削り、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「第六十八条の九第八項第一号に規定する」に、「場合には」を「場合には、」を「にはこれらの」を「には、当該」に、「同項第三号」を「同号」に改め、同項第八号の改正規定中「同項第八号」を「同項第六号の二中「第十一項」を「第二十六項」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同項第六号の三中「当該基準事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該基準事業年度の第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額とし、」を削り、「にはこれらの」を「には、当該」に改め、「とする。」を削り、同項第八号」に改め、同項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定中「同項第十一号中「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に次の十一項」を「同号の次に次の一号」に改め、同条第八項の前に次のように加える。

八の二　通算適用除外事業者　通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者（当該通算法人である法人に係る通算親法人の同日を含む事業年度開始の日以後に当該通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた適用除外事業者として政令で定めるものを除く。）に該当する場合における当該通算法人である法人をいう。

第四十二条の四第八項第十一号中「開始の日前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を「（第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度）開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号の次に次の三号を加える。

十一　合算増減試験研究費割合　第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度及び同号イの他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額から比較試験研究費合計額（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。以下この号において同じ。）を減算した金額の当該比較試験研究費合計額に対する割合をいう。

十二　合算試験研究費割合　第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度及び同号イの他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額の当該通算法人及び他の通算法人の平均売上金額の合計額に対する割合をいう。

十三　基準年度比合算売上金額減少割合　第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度及び同号イの他の通算法人の他の事業年度の売上金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の第六号の二に規定する基準売上金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額の当該合計額に対する割合（当該合計額が零である場合には、零）をいう。

第四十二条の四第八項を同条第十九項とし、同条第七項の次に次の十一項を加える。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第八項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定のうち、同条第八項第二号中「。以下第十項まで」を「。以下この条」に、「の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「（以下この条において「他の事業年度」という。）の」に改め、同項第三号イ中「当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「他の事業年度の」に改め、同改正規定中同号イ(1)を削り、同改正規定のうち同号イ(2)中「合算増減試験研究費割合が百分の八以下である」を「(2)に掲げる場合以外の」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の八から当該」を「百分の九・四から」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同改正規定中同号イ(2)を同号イ(1)とし、同改正規定のうち同号イ(3)中「比較試験研究費合計額」を「当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額」に改め、同改正規定中同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロを次のように改める。

ロ　ハに掲げる金額の百分の二十五に相当する金額